カルテ開示のお知らせ

目黒病院では、インフォームド・コンセントの理念に基づき、患者様に診療情報を提供することにより、患者様の知る権利を保護し、理解と信頼を深め質の高い医療を実現するため、診療情報の 開示を行っております。

患者様の個人情報ですので、患者様ご本人以外への開示は基本的には行っておりません。またご本人であっても、開示することにより、治療に有害な影響が予測される場合などは、病院内の『診療情報提供委員会』で検討し、開示の可否を決めさせていただきますのでご了承ください。

なお、診療記録の開示にあたっては法律上の守秘義務がありますので、書類上のお手続きが必要 となります。

請求ができる方

- ① 原則として患者様ご本人(成人で判断能力があること)
- ② 未成年者または成年被後見人の法定代理人 (ご親族の場合、範囲は患者様の配偶者、父母、および子)
- ③ 患者様ご本人から文書にて代理権を与えられた親族
- ④ 患者様が死亡されている場合は法定相続人、遺産管理人

開示の申込方法

- ① 当院医事課にて「診療録開示申請書」を記載し、申請者の身分証明書と共に提出してください。
 - ※申請者が上記(請求ができる方)の②③に該当する場合は、ご本人との関係を示す書類が必要です。
 - ※申請者が上記(請求ができる方)の④に該当する場合は、ご本人の戸籍謄本(除籍)と請求者の関係がわかる戸籍謄本が必要です。
- ② 申請を受けてから原則14日以内に、開示の可否について決定し、申請者に通知いたします。

開示の費用

① 閲覧料 3,300円

② コピー(白黒) 33円/1枚

③ カラーコピー 55円/枚

④ CT、MRIフィルム CD-ROM 8800円/1枚

⑤ 医師の説明を要する場合の面談料

11,000円/30分